

(別紙第7)

令和7年度

事件の配てんに関する細目

(10月26日以降)

名古屋地方裁判所刑事部

第1 公判請求事件の配てん

1 最初の起訴事件

(1) 配てんの種類

次の種類別に、前年の履歴を反映した配てん表を作成し、それぞれ別に配てんする。

ア 裁判員裁判対象事件

イ その他の法定合議事件

ウ 百日裁判事件

エ 単独事件

オ 差戻事件（裁判員対象事件（ただし、裁判員が関与したもの）、その他合議事件、単独事件、百日裁判事件を各別に配てん）

カ 即決裁判手続申立事件

(2) 配てんの単位

事件を配てんする単位は、起訴状の数を基準とし、被告人複数の起訴状があれば、相被告人数を加算する。ただし、刑事部事務分配等検討委員会がこれと異なる分配の単位を定めたときは、その決定に従う。

(3) 配てん割合

単独事件の配てん割合は、第1部A係4、第1部B係8、第1部C係8、第2部A係8、第2部B係10、第3部A係8、第3部B係10、第4部A係8、第4部B係10、第5部A係8、第5部B係10、第6部A係8、第6部B係10の割合とする。

(4) 配てんの順序

ア 単独事件は、事務分配の割合に応じて、第1部A係、第1部B係、第1部C係、第2部A係、第2部B係、第3部A係、第3部B係、第4部A係、第4部B係、第5部A係、第5部B係、第6部A係、第6部B係の順に、前年の履歴を反映した上で配てんする。

イ 即決裁判手続申立事件は、事務分配の割合に応じて、前記アの順に、前年の履歴を反映した上で配てんする。ただし、即決裁判手続申立事件が起訴された日の14日後の日（休日の場合は直前の平日）が、裁判員裁判の実施期間中（裁判員等選任手続期日から判決宣告期日まで）の部の裁判員裁判の合議体を構成する裁判官の係には、当該即決裁判手続申立事件を配てんしない。

ウ 裁判員裁判対象事件及びその余の法定合議事件（これらの差戻事件を含む。）は、事務分配の割合に応じて、第1部から順に、前年の履歴を反映した上で配てんする。

なお、裁判員裁判対象事件は、各部に1件ずつ配てんし、第1部から第6部までの配てんが一巡するごとに、各部への配てん数が平等に近い割合になるよう、その時点での配てん数が最も多い部以外の部に対して順に1件ずつ配てんする方法により配てんを調整する。

エ 前記ア、イ及びウ以外の事件は、平等の割合で、第1部から順に、前年の履歴を反映した上で配てんする。

オ 配てんが平等の割合でない単独事件は、常に平等に近い割合となるような順序で配てんする。

(5) 同時に数通の起訴状が提出された場合

ア 次の順に配てんする。ただし、同種内の優先順位は、起訴状欄外の検察庁番号（複数あるものは最小のもの）により昇順とする。

(ア) 即決裁判事件

(イ) 求令状

(ウ) 起訴後の接見禁止付

(エ) 別件勾留中（最初の起訴となる被告人がいる場合を含む。）

(オ) 別件勾留中で当該起訴でも勾留中

(カ) 勾留中（他庁事件の追起訴を含む最初の起訴事件）

(キ) 在宅

イ 先に提出された起訴状のうち配てん未了の事件（以下「先事件」という。）があるときに、後から起訴状が提出された事件（以下「後事件」という。）の分配は次の順に配てんする。ただし、同種内の優先順位はアの例による。

(ア) 先事件のうち、アの(ア)に該当する事件

(イ) 後事件のうち、アの(ア)に該当する事件

(ウ) 先事件のうち、アの(イ)に該当する事件

(エ) 後事件のうち、アの(イ)に該当する事件

(オ) 先事件のうち、アの(ウ)に該当する事件

(カ) 後事件のうち、アの(ウ)に該当する事件

(キ) 先事件のうち、アの(エ)から(キ)までに該当する事件

アの(エ)から(キ)までの順

(ク) 後事件のうち、アの(エ)から(キ)までに該当する事件

アの(エ)から(キ)までの順

ウ 先事件及び後事件の被告人について保釈請求があった場合は、イの定めにかかわらず、上記イの(カ)の事件の次に配てんを行う。

(6) 起訴前の勾留に関する処分及び検察審査会法第41条の9第1項による指定弁護士の指定に関与した裁判官（ただし、左陪席を除く。）並びに証人尋問請求事件及び求令状事件に関与した裁判官が構成する合議体及び単独係への配てん

当該犯罪事実が含まれる起訴事件は配てんせず、次順位の合議体又は係へ配てんする。ただし、これによると配てんすべき合議体又は係がなくなる場合、所長が差し支えの場合における司法行政事務を代理すべき裁判官が、配てんすべき合議体又は係を指定する。

2 追起訴事件等

(1) 配てんの単位

追起訴事件を配てんする単位は、最初の起訴事件と同様とする。ただし、先行事件及び追起訴事件が裁判員裁判対象事件である場合は、追起訴事件について、同事件の被告人の数の2分の1の件数として配てんする。

(2) 追起訴事件

ア 追起訴が法定合議事件の場合

新たな法定合議事件の起訴があったものとして、裁判員裁判対象事件とその余の法定合議事件を各別に配てんする。ただし、先行事件が裁判員裁判対象事件であり、追起訴事件も裁判員裁判対象事件である場合、又は、先行事件がその余の法定合議事件であり、追起訴事件もその余の法定合議事件である場合は、先行事件の係属する合議体に配てんする。

イ 追起訴が百日裁判事件の場合

最先事件が係属する係又は合議体が所属する部に配てんする。

ウ 追起訴が単独事件の場合

最先事件が係属する合議体又は係に配てんする。

なお、法定合議事件に単独事件が追起訴された場合は、先行事件が係属する合議体に所属する単独係のうち、最初に配てんすべき係に配てんする。

(3) 他庁から送付された事件

ア 先行事件が当庁に係属している場合は追起訴に準じて配てんする。

イ 先行事件が当庁に係属していない場合

(ア) 刑事部事務分配等検討委員会が回付相当と認定し各支部から回付された事件は、同委員会が決定した分配する部及びその単位に従い配てんする。

(イ) (ア)以外の事件は、新たな起訴に準じて配てんする。

(4) 複数の合議体又は係に係属する被告人らが、1通の起訴状で追起訴された

場合

最先の起訴事件が係属している合議体又は係に配てんする。

(5) 両罰規定による法人のみの追起訴

先行する関連事件が係属する行為者について、両罰規定により法人のみが追起訴された場合は、同一被告人に対する追起訴の場合に準じて、先行事件の係属する合議体又は係に配てんする。

3 事件の割り替え

(1) 単独事件について、裁判員裁判対象事件又はその余の法定合議事件となる旨の訴因変更許可決定があった場合

訴因変更決定があった旨が事件係に通知された日を基準日として、その単独係が属する合議体に、当該事件が新たに起訴されたものとして配てんする。その単独係には、新たに同数の単独事件を、翌日以降の受理分から、優先して配てんする。

優先配てんは、第6部B係までの配てんがされるごとに、その単独係に対して1件ずつ配てんする方法により行う。

(2) その余の法定合議事件について、裁判員裁判対象事件となる旨の訴因変更決定があった場合

訴因変更の旨が事件係に通知された日を基準日として、事件が係属する合議体に、裁判員裁判対象事件が新たに起訴されたものとして配てんする。その合議体には、新たに同数のその余の法定合議事件を、翌日以降の受理分から優先して配てんする。

優先配てんは、第6部までの配てんがされるごとに、その合議体に対して1件ずつ配てんする方法により行う。

(3) 裁判員裁判対象事件がその余の法定合議事件又は単独事件となる旨の訴因変更決定があった場合、及びその余の法定合議事件が単独事件となる旨の同決定があった場合

配てんの調整を行わない。

- (4) 同一部内の係間及び単独係裁判官が所属する部への裁定合議事件の割り替えの場合（(8)特別配てん事件認定の場合を除く。）

配てんの調整を行わない。

- (5) 即決裁判手続申立事件の割り替えに関する特則

即決裁判手続申立事件の配てんを受けた係において、裁判員裁判の実施のため、当該即決裁判手続申立事件の審理が困難であると判断した場合は、事務分配規程本則第3の1カ(ア)により、審理が可能な係に事件を移転することができる。

- (6) 割り替えの単位

他庁から送付された事件や、事件を割り替えする際も、起訴状の数を基準とし、被告人複数の起訴状があれば、相被告人数を加算する。ただし、刑事部事務分配等検討委員会がこれと異なる分配の単位を定めたときは、その決定に従う。

- (7) 併合等による割り替え

割り替えの旨が事件係に通知された日を基準日として、配てん表の種類別に、改めて割り替え先の部に計上し、割り替え元の部には、新たに同種同数の事件を、翌日以降の受理分から優先して配てんする。

- (8) 特別配てん事件認定による事件の割り替え及び配てんの調整

ア 刑事部事務分配等検討委員会が特別配てん事件と認定し、その事件を他部に割り替える場合

特別配てん事件と認定された旨が事件係に通知された日を基準日として、同委員会が決定した単位で改めて割り替え先の部に計上し、割り替え元の部には、新たに当初の分配単位数の同種事件を、翌日以降の受理分から優先して配てんする。

イ 刑事部事務分配等検討委員会が特別配てん事件と認定し、その事件を

他部に割り替えない場合

特別配てん事件と認定した旨が事件係に通知された日を基準日として、当該事件が配てんされた部に、同委員会が決定した分配単位になるよう計上する。

第2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく申立等事件の配てん

1 配てんの種類

次の種類別に、前年の履歴を反映した配てん表を作成し、それぞれ別に配てんする。

- (1) 入通院及び再入院申立事件並びにこれらの差戻事件
- (2) 前記(1)を除く処遇申立事件及びこれらの差戻事件
- (3) 裁判官又は裁判所の処分に対する異議、共助事件、競合する処分の調整の申立事件

2 配てんの方法

- (1) 前記1(1)及び(2)の事件は、各別に、第1部A係、第2部A係、第3部A係、第4部A係、第5部A係、第6部A係、第1部B係、第2部B係、第3部B係、第4部B係、第5部B係、第6部B係、第1部C係の順に、前年の履歴を反映した上で配てんする。ただし、前記1(1)の事件は、申立て及び差戻しのされた日が、裁判員裁判の実施期間中（裁判員等選任手続期日から判決宣告期日まで）の部には、配てんしない。また、第68条第2項又は第71条第2項による差戻事件は、配てんすべき部に原裁判をした裁判官が現に所属する場合、次順位の部に配てんする。
- (2) 先行する処遇事件が係属している場合、併合審判すべき事件として、先行事件が係属している係に配てんする。

入通院申立以外の処遇申立事件のうち、直近の処遇決定が当庁でされた事件（直近の処遇決定が現に廃止された係でされた事件を除く。）は、その処

遇決定をした係に分配する。

入通院申立以外の処遇申立事件のうち、直近の処遇決定が他庁でされた事件及び当庁において現に廃止された係でされた事件は、(1)の本文により配てんする。

(3) 鑑定入院命令に関する手続は、基本事件が配てんされた部で取り扱う。

(4) 審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定があった場合は、基本事件が配てんされた部の合議体で取り扱う。

(5) 連戻状請求事件は、準抗告当番部の裁判官が取り扱う。

第3 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく申立等事件

第3条第1項による請求事件（職権発動を促す場合を含む。）、第41条第1項による請求事件（同条第2項により事件の送付を受けたもの）、第43条第2項による通知事件並びに第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項に基づく異議申立事件は、いずれも準抗告当番部の合議体に配てんする。

ただし、いずれの事件についても、受訴裁判所を構成する部の合議体には配てんしない。また、第42条第1項に基づく異議申立事件は、第41条第1項の請求を受けた裁判所の構成裁判官が所属している部には配てんしない。

第4 検察審査会法に基づく指定弁護士の指定等

第41条の9第1項による指定弁護士の指定は、準抗告当番部の合議体の裁判官に配てんする。

第5 雑事件等の配てん

1 配てんの種類

(1) 次の種類別に、通して、前年の履歴を反映した配てん表を作成し、各別に、配てんする。

ア 起訴強制事件

イ 忌避申立事件及び回避申立事件

ウ 被疑者及び第1回公判期日前の被告人の勾留理由開示請求事件のうち、

当該勾留状を発した合議体又は裁判官が、本庁刑事部所属の合議体若しくは裁判官又は「本庁及び名古屋簡易裁判所における第1回公判期日前の令状等に関する事務の取扱方法」第2の1により勤務時間内における名古屋地方裁判所の勾留に関する処分事件等を取り扱うことができる本庁民事部所属の裁判官以外であるもの

エ 証人尋問請求事件

オ 証拠保全請求事件

カ 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見

キ 刑の執行猶予言渡取消請求事件（遵守事項違反のもの）

ク 刑の執行猶予言渡取消請求事件（キ以外のもの）

ケ 共助事件

コ 麻薬特例法第6章の規定、組織的犯罪処罰法第6章の規定及び国際刑事裁判所協力法第2章の規定による各審査請求事件

サ 訴訟費用負担請求事件

シ 刑事損害賠償命令事件に関する申立てで、民事雑事件に該当するもののうち、裁判所書記官の処分に対する異議申立事件

ス 刑事損害賠償命令事件に関する申立てで、民事雑事件に該当するもののうち、証拠保全申立事件及び訴え提起前における証拠収集処分の申立事件

(2) 刑事補償請求事件、費用補償請求事件、再審請求事件、訴訟費用免除申立事件、第三者所有物の没収の裁判取消請求事件、国選弁護士契約弁護士に係る費用額算定申立事件及び刑事損害賠償命令事件に関する再審事件については、基本事件を担当した部に配てんする。

なお、基本事件を担当した部とは、事件簿又は裁判書類に表示された部の数字が一致する部とする。

(3) 前記(1)及び(2)に記載した以外の事件は、その基本事件を担当する部又は担

当した部に配てんする。ただし、基本事件がない事件又は基本事件を担当した部が判明しない事件は、その種類ごとに、第1部、第2部、第3部、第4部、第5部、第6部の順に配てんする。

2 準抗告等申立事件の配てん

(1) 当番表の作成

準抗告申立事件、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第33条第1項及び第2項の規定による不服申立事件並びに児童福祉法第33条第7項ただし書の取消請求事件（以下「準抗告等申立事件」という。）の配てんについては、月曜日の午前零時から日曜日の午後12時までを周期とする週当番制の部（以下「準抗告当番部」という。）を置き、刑事部に所属する裁判官の協議により、各週に準抗告当番部を割り当てた当番表を作成する。ただし、ゴールデンウィーク、夏期休廷期間、年末年始及び3日以上の子連休の配てんについては、刑事部に所属する裁判官の協議により、別に定めるものとする。

(2) 差し支えの場合

ア 合議体差し支えの場合

以下の準抗告当番部には、準抗告等申立事件を配てんしない。

- (ア) 当該準抗告当番部の合議体に、当該事件の被疑者又は被告人に対する公判請求事件が配てんされているとき
- (イ) 準抗告等申立事件の被疑者に対する公判請求事件が本庁刑事部に係属していない場合において、当該準抗告当番部の合議体に準抗告申立事件を配てんすると、全ての準抗告当番部の合議体が当該事件の被疑者に対する準抗告申立事件を取り扱ったことになるとき

イ 裁判官差し支えの場合

以下の準抗告当番部の裁判官には、準抗告等申立事件を配てんしない。

- (ア) 当該裁判官が原裁判をしたとき

(イ) 当該裁判官に当該事件の被疑者又は被告人に対する公判請求事件が配てんされているとき

(3) 差し支えの場合の配てん等

ア 準抗告当番部の合議体に差し支えの事由がある場合には、準抗告当番部が第1部である場合は第3部に、準抗告当番部が第2部である場合は第6部に、準抗告当番部が第3部である場合は第1部に、準抗告当番部が第4部である場合は第5部に、準抗告当番部が第5部である場合には第4部に、準抗告当番部が第6部である場合には第2部にそれぞれ配てんする。ただし、準抗告当番部の合議体に差し支える場合に配てんすべき部の合議体にも差し支えの事由がある場合には、刑事部に所属する裁判官が協議する方法により配てんする。

イ 準抗告当番部に事件を配てんした場合において、準抗告当番部の合議体の構成裁判官に差し支えの事由があり、準抗告当番部において準抗告裁判所を構成することができないときは、準抗告当番部が第1部である場合は第3部に所属する裁判官が、準抗告当番部が第2部である場合は第6部に所属する裁判官が、準抗告当番部が第3部である場合は第1部に所属する裁判官が、準抗告当番部が第4部である場合は第5部に所属する裁判官が、準抗告裁判部が第5部である場合は第4部に所属する裁判官が、準抗告裁判部が第6部である場合は第2部に所属する裁判官がそれぞれてん補する。ただし、上記の方法により準抗告裁判所の構成裁判官を確保することができないときは、刑事部に所属する裁判官が協議する方法により差し支え事由のない裁判官がてん補する。

ウ 準抗告当番部でない部に事件を配てんした場合において、同部の合議体の構成裁判官に差し支えの事由があり、同部において準抗告裁判所を構成することができないときも、イと同様に差し支え事由のない裁判官がてん補する。

エ 当番日において準抗告等申立事件が多数係属するなどしたため、準抗告当番部による適時の処理が困難である場合は、ア、イに定める方法に準じて準抗告当番部以外の部に事件を配てんし、あるいは差し支え事由のない準抗告当番部以外の部に所属する裁判官がてん補することを妨げない。

(4) 補足

当番については、関係する部の協議により、当番部又は当番部の定めた合議体の構成裁判官を交替することができる。

3 「部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配」第3の1の(2)のオの(カ)に定める事件の配てんに関する特則

(1) 休日を除く勾留当番の指定

ア 刑事部所属の裁判官の協議に基づき以下の区分で勾留当番日割を定めた上、当番表を作成して割り当てる。

(ア) 簡裁

名古屋簡易裁判所裁判官のうち名古屋簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官が指名する裁判官

(イ) 刑1右

平手健太郎裁判官（令状シニア）、西脇真由子裁判官（令状シニア）

(ロ) 刑長

入江恭子裁判官、吉田智宏裁判官、久禮博一裁判官、大村陽一裁判官、蛸原意裁判官

(ニ) 刑右

平手健太郎裁判官、西脇真由子裁判官、岩田澄江裁判官、須田健嗣裁判官、藤根桃世裁判官、小川貴紀裁判官、村瀬恵裁判官

(ホ) 刑左

藤井茜裁判官、境歩美裁判官、三輪千紘裁判官、佐竹優哉裁判官、中村懂子裁判官、塚本貴大裁判官

(カ) 民左（民事第２部を除く部の未特例判事補））

長船源裁判官、小川清高裁判官、熊野結衣子裁判官、関和寛史裁判官、神崎敦史裁判官、永野朋子裁判官、田丸冬尉裁判官、荒田航希裁判官、岡本歌純裁判官

イ 勾留当番の割当方法

次に掲げる場合（ただし、当番表作成時点で判明しているものに限る。）は勾留当番の割当てを行わない。また、割当てにあたっては、裁判官の間で各曜日ごとの当番回数に大きな格差が生じないように配慮する。

(ア) 勾留当番の前日に夜間令状当番の割当てを受けている場合

(イ) 勾留当番の日が裁判員裁判の裁判員等選任手続期日、公判期日又は評議の日にあたる場合

(ウ) 刑事部所属の左陪席裁判官につき、勾留当番の日が準抗告当番部に当たする場合

(エ) 民事部所属の裁判官につき、勾留当番の日が開廷日に当たする場合

ウ 補足

(ア) 各当番裁判官は、前記イの(ア)ないし(エ)の規定にかかわらず、相互に当番を交代することができる。ただし、当番の交代については、部総括裁判官は部総括裁判官と、右陪席裁判官は右陪席裁判官と、左陪席裁判官は左陪席裁判官と交代することとするが、これにより難しい場合は交代すべき裁判官の指名を刑事上席裁判官に申し出ることができる。

(イ) 公務等の事由で差支えがあるにもかかわらず、交代可能な裁判官が見当たらない場合は、当番裁判官は、交代すべき裁判官の指名を刑事上席裁判官に申し出ることができる。

(ウ) 刑事上席裁判官は、(ア)、(イ)の場合において交代が相当と認められる場合は、刑事所属の裁判官から交代すべき裁判官を指名する。

(エ) 簡裁所属の裁判官の交代については、名古屋簡易裁判所の司法行政事

務掌理裁判官が同裁判所所属の裁判官から交代すべき裁判官を指名する。

(2) 各当番の分担及びてん補当番に配てんする場合の取扱い等

ア てん補

月曜日又は火曜日に勾留請求事件が20件を超えるとき、月曜日又は火曜日に勾留延長請求事件が40件を超えるとき、金曜日の勾留請求事件又は勾留延長請求事件が30件を超えるときその他てん補が必要となる事情があるときは、所長が指名する刑事部に所属する裁判官がてん補する。

イ 各当番の分担

勾留請求事件及び勾留延長請求事件については、各当番（勾留延長請求事件についてはてん補当番を含む。）に概ね均等な割合で配てんする。ただし、当日の事件処理状況等に鑑み、各当番裁判官の協議により、その負担割合を変更することができる。

その他勾留に関する処分事件等については、当日の第1当番、第2当番及び第3当番の裁判官のうち当該事件を処理する権限のある裁判官に適宜分配する。なお、前記によることができない場合は、他の曜日の第1当番の裁判官に適宜分配する。

ウ 勾留請求事件、勾留延長請求事件及びその他勾留に関する処分事件等の配てんを受けた裁判官が、当該被疑者又は被告人に対する公判請求事件の配てんを受けているとき又は配てんを受けた裁判体の構成員である場合

(ア) 第1当番の裁判官が配てんを受けた事件については、第2当番の裁判官に配てんする。

(イ) 第2当番の裁判官が配てんを受けた事件については、第3当番（第3当番がないときは第1当番）の裁判官に配てんする。

(ウ) 第3当番及びてん補当番の裁判官が配てんを受けた事件については、第1当番の裁判官に配てんする。

(エ) (ア)ないし(ウ)の規定によっても配てんすべき裁判官が定まらない場合は、準抗告当番部の裁判官に配てんする。

- (3) 勤務時間内における勾留請求事件、勾留延長請求事件及び勾留に関する処分事件等を行う裁判官が、当該被疑者又は被告人に対する公判請求事件の配てんを受けているとき又は配てんを受けた裁判体の構成員である場合（ただし、他の勾留当番にも配てんできない場合に限る。）

第1部から第6部までの合議体を構成する左陪席裁判官に、順次配てんする。ただし、これによることができないときは、第1部から第6部までの合議体を構成する右陪席裁判官に、順次配てんする。

4 裁判官忌避申立の配てんに関する特則

簡易却下の可能性があるため、基本事件が係属する部へ配てんする。簡易却下をしない場合は、改めて配てん表により他部へ割り替えする。

第6 通則

単独係の名称及び対応する裁判官を次のとおり定める。

第1部	A係・坂本好司	B係・西脇真由子	C係・平手健太郎
第2部	A係・入江恭子	B係・岩田澄江	
第3部	A係・吉田智宏	B係・須田健嗣	
第4部	A係・久禮博一	B係・藤根桃世	
第5部	A係・大村陽一	B係・小川貴紀	
第6部	A係・蛭原意	B係・村瀬恵	